

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 排水処理設備粗目除塵機修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センター出張所に設置された排水処理設備のうち粗目除塵機について修繕を行うものである。

本装置は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水に含まれる雑物を除去する装置であり、オルガノプラントサービス（株）が独自の技術により製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該装置を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該供給設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はオルガノプラントサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3375）